

資料4 別紙

- 1 統計局所管の指定統計調査について
- 2 民間開放に係る総務省計画等に基づく取組について
- 3 平成19年就業構造基本調査（就調）等に係る民間開放の実施状況
- 4 平成20年住宅・土地統計調査（住調）及び個人企業経済調査（個人企業）に係る実施状況
- 5 地方経由調査の民間開放の実施状況の分析、評価
- 6 地方公共団体の意見
- 7 統計利用者からの意見聴取の結果
（「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」第2回資料）

統計局所管の指定統計調査について

1 所管指定統計調査の特性

総務省統計局所管の指定統計調査の結果は、我が国の社会・経済の状況を把握する上での基礎資料として、幅広く活用されるものであり、質（正確性・信頼性）の確保が極めて重要。

質を確保するため、未記入や誤記入を防止するための調査対象への丁寧な説明（調査の趣旨や調査項目の意味等）や、多段階に渡るチェック等を実施。

このような所管指定統計調査の調査実施（以下「実査」という。）に関わる業務は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体における法定受託事務として実施。

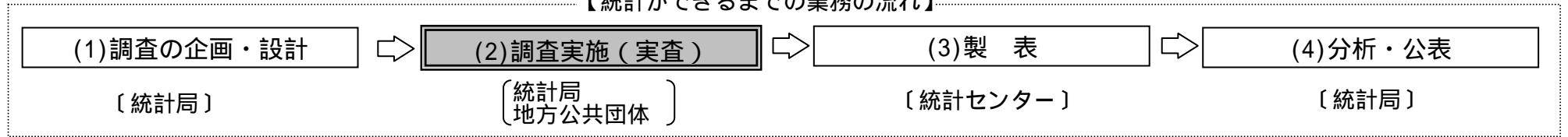
地方公共団体が法定受託事務として実査に関わる業務を実施している調査を以下「地方経由調査」という。

統計局所管の地方経由調査はすべて調査員調査である。

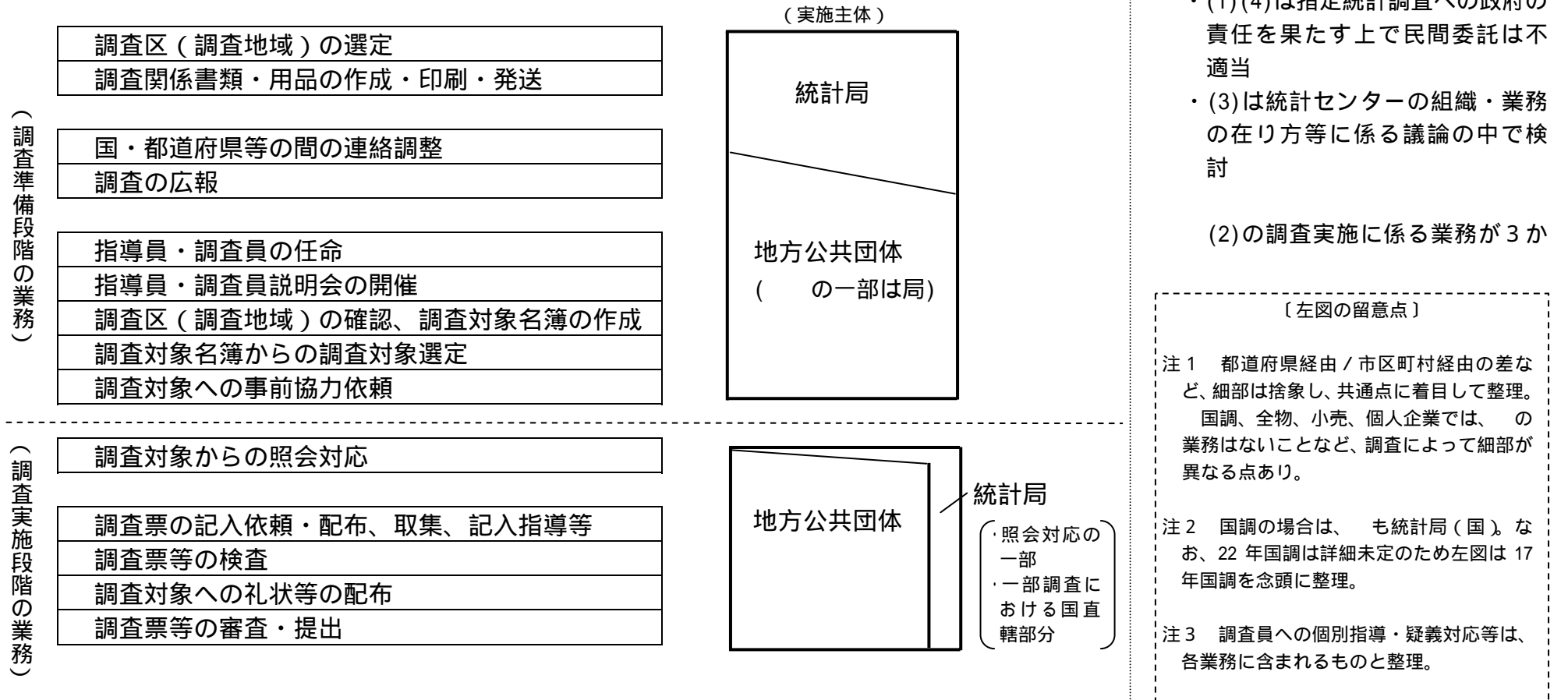
これは、地域を熟知し調査対象となる国民や企業にとって身近な存在である地方公共団体を通じて実施することが、実査に係る業務の効率的かつ円滑な実施に寄与するとの考えによるもの。

2 調査の業務内容

【統計ができるまでの業務の流れ】



【調査実施（実査）に係る業務の詳細】（地方公共団体に業務の一部を委託している統計調査：地方経由調査）



統計局所管 指定統計調査一覧

参考 1 - 1

1. 人口・労働統計関係

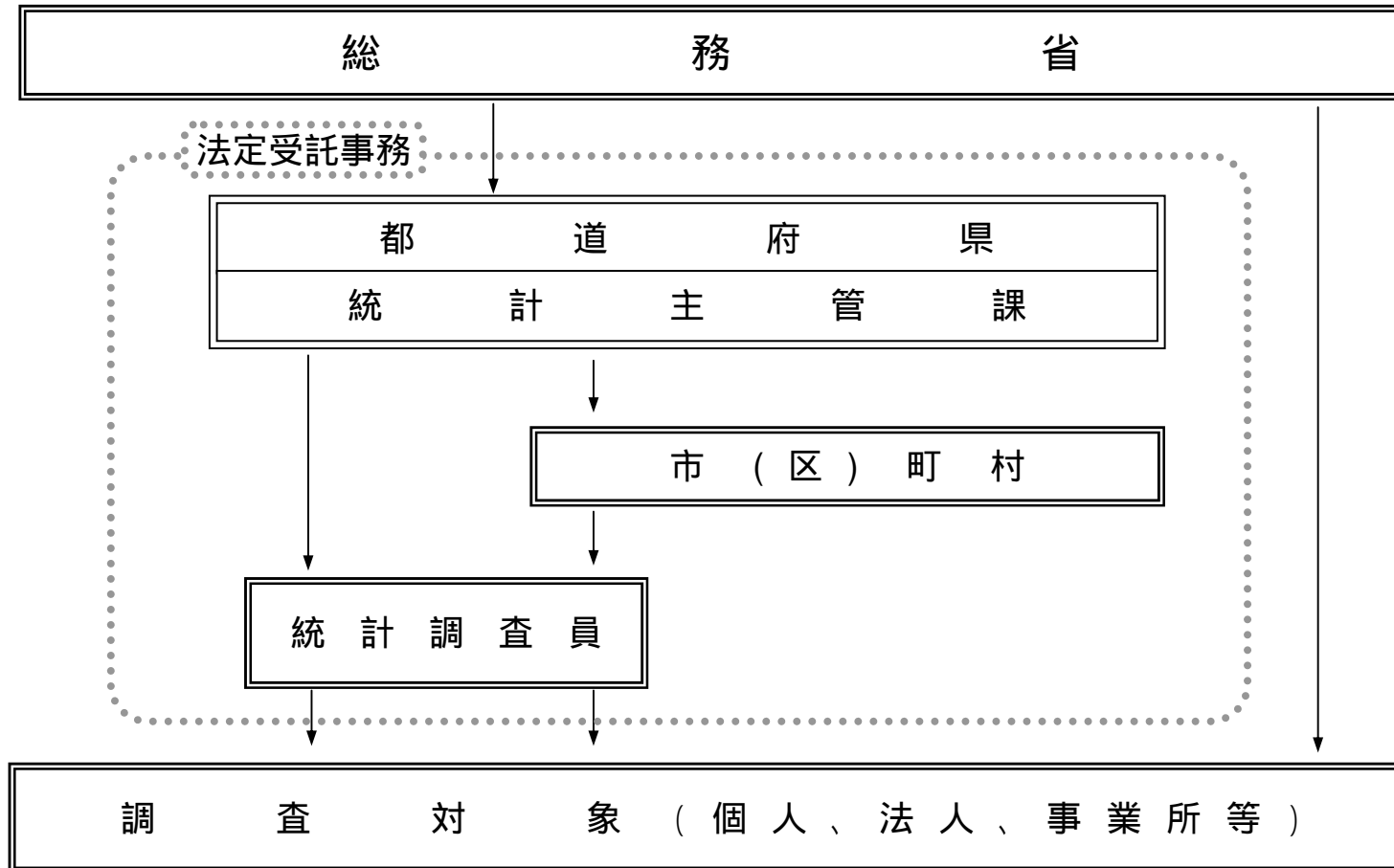
	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
人口	国勢調査	国内の人口・世帯の実態を調査し、国及び地方公共団体における各種行政施策のための基礎資料を得る。	全世帯 (約5,000万世帯)	約90万人	衆議院議員選挙区の画定及び議員定数、地方交付税額を決定する際の算定根拠	5年 (直近、平成17年)
労働	労働力調査	国民の就業・不就業の状態を毎月調査し、失業率、就業者数などを把握する。	約4万世帯	約3000人	各種雇用政策の企画立案のための基礎資料	毎月
	就業構造基本調査	我が国の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	約50万世帯	約4万人	労働需給調整などの検討に向けた基礎資料	5年 (平成19年10月)
	住宅・土地統計調査	国民の居住形態や、住宅・土地の保有状況等に関する実態を調査し、住宅・土地関連諸施策のための基礎資料等を得る。	約350万世帯	約10万人	住宅建設五箇年計画の関連施策の策定・評価資料	5年 (直近、平成15年)
	社会生活基本調査	国民の生活時間の配分や日常生活の様々な活動状況を調査し、国民の社会生活に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	男女共同参画社会に係る施策のための基礎資料	5年 (直近、平成18年)

2. 経済統計関係

	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
物価	小売物価統計調査	主要商品の小売価格、サービス料などを毎月調査し、消費者物価指数(CPI)を作成するなど物価に関する基礎資料を得る。	約3万店舗	約800人	消費者物価指数(CPI)の作成	毎月
	全国物価統計調査	商品の販売価格及びサービスの料金などを調査し、物価対策などに関する基礎資料を得る。	約20万店舗	約6000人	物価の地域間格差の要因分析のための基礎資料	5年 (平成19年11月)
個人消費	家計調査	国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、経済及び社会問題等に関する施策のための基礎資料を得る。	約9000世帯	約700人	GDPの家計消費部門推計の基礎資料	毎月
	全国消費実態調査	家計の収支及び貯蓄、耐久消費財等の家計資産を総合的に調査し、国民生活の実態に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	GDPの推計、CPIの作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)
企業活動	事業所・企業統計調査()	我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を調査し、各種統計・社会施策のための基礎資料を得るとともに、調査実施のための事業所・企業名簿を整備する。	全事業所 (約600万事業所)	約10万人	経済産業政策の立案のための基礎資料	5年(中間年に簡易調査を実施) (直近、平成18年)
	個人企業経済調査	個人企業の経営の実態を調査し、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得る。	約4000事業所	約200人	GDPの推計、中小企業振興のための基礎資料	毎四半期
	科学技術研究調査	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興のための基礎資料を得る。	約2万事業所	(郵送調査)	科学技術振興政策等の施策立案のための基礎資料	毎年
	サービス業基本調査()	サービス業を営む事業所の経済活動及び業務の実態を調査し、全国及び地域別のサービス業に関する基礎資料を得る。	約50万事業所	約2万人	GDPの推計、産業連関表作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)

()平成21年以降は事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査は廃止し、経済センサス基礎調査(21年)及び経済センサス活動調査(23年)を実施

統計局所管指定統計調査の流れ図



- 調査の流れ に該当する調査: 社会生活基本調査、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査
- 調査の流れ に該当する調査: 事業所・企業統計調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査、住宅・土地統計調査
全国消費実態調査、国勢調査、サービス業基本調査
- 調査の流れ に該当する調査: 科学技術研究調査

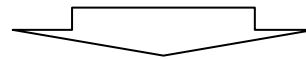
民間開放に係る総務省計画等に基づく取組について

総務省統計局所管の統計調査の民間開放については、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(18.10.6 統計局長決定。以下「総務省計画」という。)や公共サービス改革基本方針等に基づき取組。

1 国直轄調査

(1) 基本的考え方

科学技術研究調査(郵送・オンライン)については、調査対象への意識調査の結果、督促・照会対応等の業務を民間事業者に委ねたとしても、調査対象からの信頼の面で問題はないと見られ、業務効率化にも資すると考えられたことから、当該業務の民間開放を実施

**【総務省計画の内容】**

科学技術研究調査について、平成 18 年度に入札を実施し、平成 19 年調査から民間開放を開始。調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務を包括的に民間委託(民間開放)。平成 19 年度は単年度契約とし、20 年度以降の契約期間は実施状況を踏まえつつ総合的に検討。

家計消費状況調査、サービス産業動向調査については、承認統計調査であること、調査票が簡易であること等を総合的に勘案し、実査に関わる業務を民間事業者に委託して実施

(2) 公共サービス改革基本方針等に基づく取組

科学技術研究調査

19年調査：公共サービス改革基本方針（18年12月22日改定を閣議決定）（抄） 19年12月24日改定にも同旨内容

科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札の対象範囲】調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務

【入札等の実施予定時期】平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施

【契約期間】平成19年4月から12月までの9か月間

同内容に基づき民間競争入札を実施。(株)サーベイリサーチセンターに委託して調査を実施。

【事業の実施評価（参考別添その1）】

（サービスの質の達成）

- ・基準日回収率、督促回収率について目標とする水準値を概ね達成している。
- ・引き続き送付、回収、督促、照会対応等に係る業務について委託を行うことは可能と考える。

（実施経費）

- ・民間事業者による実施経費が契約額を大幅に上回ったとの報告を受けているが、これについては民間事業者において業務の工夫を行うことにより経費の増加を抑えることが可能であったと考えている。

（業務量）

- ・国における業務量は当初想定したほど減少しなかったが、その要因は、調査票等の再送付が相当量発生したことによるものと考えている。

20～22年調査：公共サービス改革基本方針（19年12月24日改定を閣議決定）（抄） 下線は19年調査との変更点

科学技術研究調査（指定統計調査）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。

【業務の概要及び入札の対象範囲】調査関係用品（調査票等を除く）の印刷、調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務

【入札等の実施予定時期】平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施

【契約期間】平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間

19年調査の実施状況等も踏まえながら、引き続き、上記内容の民間競争入札を実施

家計消費状況調査（承認統計調査）（詳細参考2）

平成13年10月の創設以来、実査に関わる業務を民間事業者へ委託して実施

平成17年6月分までの回収率は、訪問回収85%以上、郵送回収70%弱、全体は75%前後で概ね安定的に推移

17年8月に調査員による不正行為（調査票のメイキング¹）が判明したことを契機として、当初受託事業者（1社）との契約を17年度限りで打ち切り、新たに別の2社と契約

不正行為判明後、実態調査等のため、17年6月分確報を2か月間、同7月分について1か月間、公表を延期。

受託事業者の切替時に回収率が大きく低下。以後、従前の回収率を回復することなく推移²。

- 1 調査員が調査を実施したと偽り、架空のデータを記載した調査票を作成・提出すること等を指す。
- 2 調査継続中に事業者が変更されることに対する世帯の拒否感や準備期間の短さを背景として、受託事業者切替の前後で12.5ポイント低下。以後、やや持ち直したものの従前の水準には及ばない。また、現在の2社の間でも回収率の水準、傾向に大きな相違が見られる。



実施状況を踏まえ、20年4月（切替え実施）からの調査実施に向けて方針整理

民間事業者の組織体制等を適切に評価した上で受託事業者を選定するため、総合評価方式による一般競争入札を実施
調査継続中の受託事業者変更に対する世帯の拒否感に対応するため、同一の調査対象世帯に対する調査継続中に受託事業者の変更が生じない形の複数年契約を導入

適正かつ確実な業務履行を確保するため、受託事業者に対する監督・モニタリングを強化 等

上記方針に即して新たな受託事業者（1社）を選定すべく、総合評価方式により一般競争入札を実施（複数
年契約）。

サービス産業動向調査（承認統計調査）

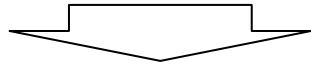
公共サービス改革基本方針（18年12月22日改定を閣議決定）（抄）

総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。

上記内容に基づき、民間開放について検討を実施

【検討結果のポイント】

- ・対象業務：調査準備、調査実施及び調査票の入力業務
- ・入札方法：調査創設当初は、価格のみならず業務遂行能力も考慮の上、会計法に基づく入札手続で事業者選定



公共サービス改革基本方針（19年12月24日改定を閣議決定）（抄）

平成20年7月から開始するサービス産業動向調査（仮称）（承認統計調査）について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。

同内容に基づき受託事業者を選定すべく、総合評価方式により一般競争入札を実施（複数年契約）。

2 地方経由調査

(1) 基本的考え方

地方経由調査について、全国規模で一律に民間開放を実施するには、法定受託事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要

その前提として、全国を通じ、調査を適切に遂行し得る民間事業者が安定的に存在することが必要

しかし、現時点における民間事業者の状況は、上記前提を満たしているとはいえない（別紙5参照。）



【総務省計画の内容】

当面、現行の法定受託事務の仕組みを基本とした上で、地域単位の民間開放を推進
国においては、地方公共団体における民間開放の取組を可能とする環境整備を実施

(2) 公共サービス改革基本方針における取組方針等

18年12月、以下の内容を含む公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定

【公共サービス改革基本方針（抄）（18年12月22日改定を閣議決定）】

科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、
監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。

家計消費状況調査について

1 調査の概要

家計調査を補完する調査として毎月調査を実施（承認統計調査）。調査世帯は1年間継続して調査。平成13年10月の創設以来、実査に係る業務を民間事業者に委託して実施。

2 調査の実施状況

(1) 当初の受託事業者における実施状況

平成17年6月分までの回収率は、訪問回収85%以上、郵送回収70%弱、全体は75%前後で概ね安定的に推移。

平成17年8月、調査員による不正行為が判明。

() 調査継続世帯(約2万7千)のうち52世帯(全体の約0.2%)について、調査期間中に世帯から拒否の申出があったにも関わらず調査を継続したかのように装って調査員が調査票を作成・提出していた。

実態調査等のため、17年6月分の確報を2か月間、同7月分について1か月間、公表を延期。

17年6月分から10月分までの間に、回収率は訪問・郵送回収を通じた全体で3.8ポイント低下。

(2) 受託事業者切替時の状況及びその後の実施状況

当初受託事業者(1社)との契約を17年度限りで打ち切り、18年度から新たに別の2社と契約。

() 調査会社へのヒアリングの結果、単独で、全国750人の調査員を短期間で確保し翌年度から調査全体を確実に実施することの可能な民間事業者の存在が危ぶまれたこと等から、業務を2社分に分割して一般競争入札を実施。入札の結果、1社が落札したが、残る1社分については、3社が参加して再度入札を行ったが落札者がなかったため、不落随意契約により1社と契約。

新旧の受託事業者切替時に、回収率が大幅低下(切替を調査対象世帯に通知した後の17年11月分から18年4月分までの間に、訪問・郵送回収を通じた全体で12.5ポイント低下)。

() 回収率低下の背景には、調査継続中に事業者が変更されることに対する世帯の拒否感や準備期間の短さがあると見られる。

その後、回収率はやや持ち直したものの、訪問回収で約 72%、郵送回収で約 61%、全体で約 63%（平成 19 年平均）と、以前の水準には及ばない。また、現在の 2 社の間でも回収率の水準、傾向に大きな相違が見られる。

- （ ）この間、受託事業者 2 社に対し、世帯への協力依頼、苦情対応や調査体制の充実について、指導監督を強化するとともに改善を要求。特に、回収率の水準が低い社に対し 19 年 5 月に行った改善要求後の 19 年 6 月～12 月分ではやや改善が見られた。
- （ ）現在の 2 社のうち、回収率の水準が高い社から意見を聴取したところ、現在の回収率も相当の努力の結果達成した水準であるとしており、従前（回収率 75%前後）のような水準への大幅な回収率向上を期待することは容易ではないと見込まれる。

3 実施状況を踏まえた対応

民間事業者の組織体制等を適切に評価した上で受託事業者を選定するため、総合評価方式による一般競争入札を実施。

- （ ）民間事業者へのヒアリングの結果、十分な準備期間が与えられること等の前提があれば、単独の事業者が受託し得ることが確認できたことから、2 社分に業務を分割する方式を改め、単独の事業者を入札で選定。

調査継続中の受託事業者変更に対する世帯の拒否感に対応するため、同一の調査対象世帯に対する調査継続中に受託事業者の変更が生じない形の複数年契約を導入。

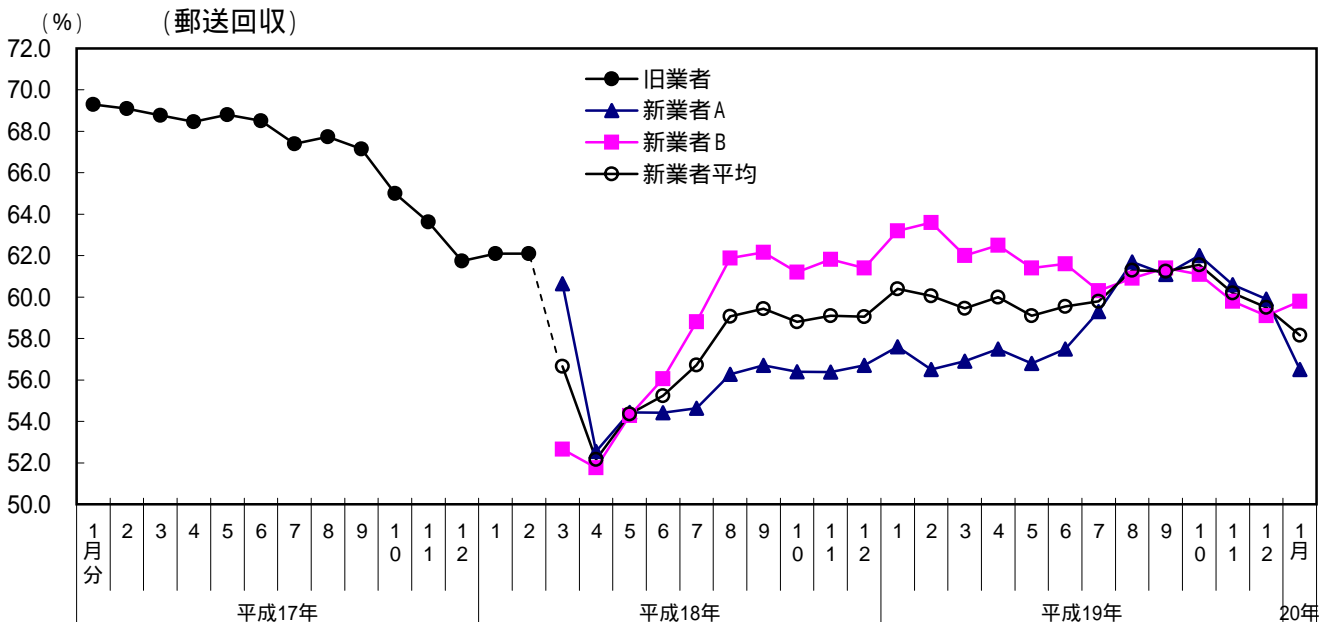
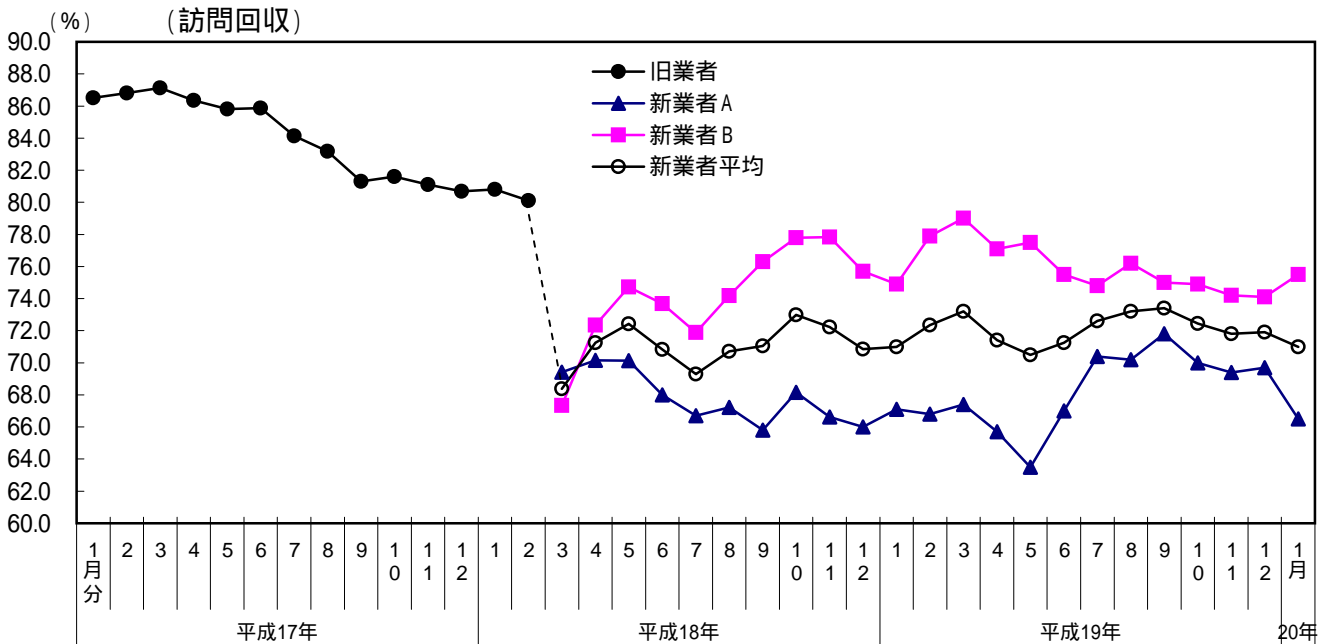
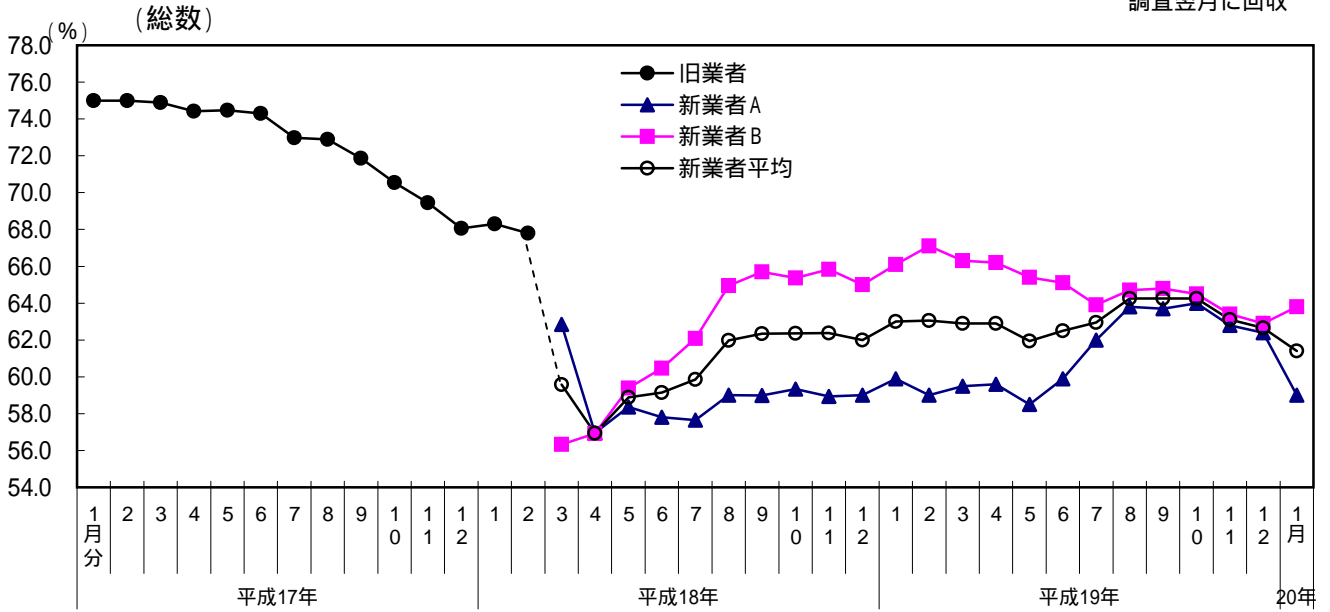
- （ ）本調査においては、調査対象世帯は毎月ローテーションで変更しており、新事業者は、契約後、新規に調査対象となる世帯への調査分から順次業務を行っていくこととしている。（新事業者の調査開始以前に、旧事業者が調査を開始した世帯に対しては、当該世帯への調査期間終了まで旧事業者が調査を実施。）

適正かつ確実な業務履行を確保するため、受託事業者に対する監督・モニタリングを強化。

等

家計消費状況調査 回収率の推移

調査翌月に回収



平成 19 年就業構造基本調査（就調）等に係る民間開放の実施状況

1 平成 19 年就業構造基本調査（就調）及び平成 19 年全国物価統計調査（全物）に係る取組経緯

- 両調査について、市区町村単位で実査に係る業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正
- 事業者の資格要件、入札基準、契約内容等について、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示
地方公共団体からの情報提供の求めに対応するため、
 - * 地域ブロック別会議等の場において地方公共団体に検討状況を説明し、意見交換
 - * 関心を示した地方公共団体を個別に往訪し、説明・意見交換
- 福井県において事務処理特例条例を制定
福井県と共同で、県下各市町と個別に意見交換
- 福井県越前市において就調の民間開放の方針決定（同市は 19 年全物の対象外）
統計局・福井県・越前市の三者で緊密な連絡を保ち、同市において入札・契約を実施
- 全物については、いずれの団体も実施の意向を表明するに至らず

2 実施の概要（福井県越前市における取組）

- ・ 委 託 先：(株)サーベイリサーチセンター（総合評価一般競争入札方式により選定）
- ・ 契 約 期 間：19 年 8 月 1 日～11 月 30 日（調査期間：19 年 9 月 23 日～10 月 15 日）
- ・ 対 象 業 務：調査の準備、調査票の配布・収集及び調査票等の検査・審査に係る事務
- ・ 「質」に関する目標：有効調査票（市に提出された調査票のうち所定の審査に合格したもの）の全調査世帯からの回収
未記入・誤記入の防止

3 越前市における実施結果（同市から受領した実施結果報告は別添）

(1) 回収率・記入状況等 ※ 比較検証のため、越前市と隣接し規模等においても類似する鯖江市のデータも捕捉

① 回収率：福井県提出段階の調査票回収率は、両市ともほぼ同水準

	人口	世帯数	面積	調査区数	調査対象 世帯数(a)	調査票回収世 帯数(b)	回収率 (b/a)
越前市（民間開放）	87,742	27,916	230.75	52	825	772	93.6%
鯖江市（市が直接実施）	66,831	20,177	84.75	40	610	570	93.4%

② 記入状況 ※市による検収／審査の前後の調査票について、統計局で記入不備を検証（参考3-2、3-3）

：市提出時及び県提出時での記入不備率について、全体として両市間で特段の相違は見受けられない。

	市提出時（受託事業者納品/指導員提出時）			県提出時		
	調査票総数 (a)	記入不備 調査票数(b)	記入不備率 (b/a)	調査票総数 (c)	記入不備調査票 数(d)	記入不備率 (d/c)
越前市	2,077	360	17.3%	2,073	333	16.1%
鯖江市	217	31	14.3%	1,507	182	12.1%

(注1) 記入不備とは、「記入もれ（拒否・不明含む）」、「記入誤り（重複・過剰含む）」である。

(注2) 鯖江市「市提出時」の調査票記入状況については、全40調査区から抽出した5調査区についての結果である。

③ 調査対象世帯の反応（世帯及び調査員に対して行ったアンケートの結果）

：民間の調査員であることを理由とした拒否は特段見受けられない。

(2) 受託事業者における業務実施体制

○ 担当者：本社部長以下7人の正社員が業務に従事。うち1名は市庁舎内に設置された調査実施本部に常駐。

○ 調査員：27人（1人あたり2調査区を担当）。うち17人は事業者が独力で確保、10人は市統計情報協会（越前市外郭団体）からの紹介により、市登録調査員から確保

(3) 所要経費

- 越前市においては委託費交付額を下回る額で入札・契約を実施。

なお、受託事業者においては契約金額（収入）を上回る額の経費（支出）が発生。

越前市		受託事業者		
市直轄（委託費交付額） (a)	契約金額 (b)	事業者における経費(c)		計
		直接経費	社員人件費	
¥2,868,000	¥2,677,500	¥5,000,000	¥4,156,000	¥9,156,000
a - b =	+¥190,500		b - c =	-¥6,478,500

(注) 仕様書上に標記された入札設計価格は、委託費交付額と同一

(4) 業務負荷

- 越前市の評価によれば、民間開放を行った今般の調査において、仮に市が直接実施したと仮定した場合に比して、職員の業務負荷は全体として軽減（概ね3分の2程度）

（総合評価方式の入札事務は負担増だが、審査事務の負担軽減が大であることが主に寄与）

(5) その他

- 越前市において民間開放の実施状況に関する報告書を取りまとめ（参考別添その2）。

19年就業構造基本調査・19年全国物価統計調査の民間開放に関する環境整備

環境整備に係る措置の概要

- ・ 19年就業構造基本調査（以下「就調」という。）及び19年全国物価統計調査（以下「全物」という。）について、市区町村単位で調査実施に係る業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正。
- ・ 民間開放の基準・条件等として、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示。

経緯（福井県越前市において実施に至るまで）

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18年 10月 | ・「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」策定
・全都道府県・政令市の統計主管課長等による会議を開催、意見交換
・都道府県及び人口10万以上の市を対象に質問票を送付し、計画への意見・民間開放への取組の意向等を照会 |
| 10月～ | ・法制局審査等、統計法施行令改正に向けて検討
・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」での議論も踏まえつつ、仕様書モデル例等を検討
・統計審議会において両調査の調査実施計画を審議（～12月） |
| 11月 | ・地域ブロック別の会議にて各都道府県に検討状況を説明、意見交換 |
| 11月～ | ・19年度周期調査の民間開放に取り組む可能性があると見込まれた地方公共団体を個別に訪問して趣旨等を説明し、意見交換 |
| 19年 1月 | ・仕様書モデル例（案）等を地方公共団体に提示
（地方公共団体からの意見等を踏まえ、4月には改定版を提示） |
| 2月 | ・統計法施行令、就調・全物に係る調査規則（総務省令）改正 |
| 3月 | ・福井県において、事務処理特例条例を制定

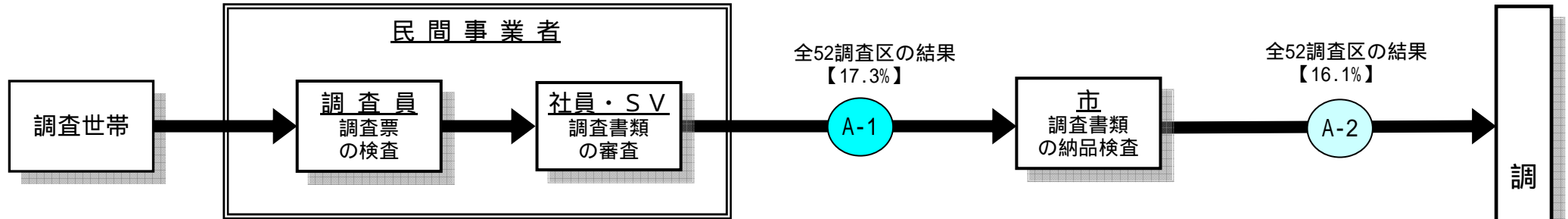
（ ）この間、2～3月にかけて、福井県及び同県下の全市町への説明会を計3回開催
・統計局において業者説明会を開催し、民間開放への取組内容、検討状況について説明（26社が参加） |
| 3月～ | ・福井県下の各市町と個別に意見交換（福井県と共同で実施） |
| 6月 | ・越前市が就調の民間開放を実施するとの方針を決定

（ ）同市には今般の全物の調査対象地区はない。また、他の市町は実施しない意向である旨、福井県が確認 |
| 7月 | ・越前市において入札実施、業者決定 |
| 8月～ | ・越前市において民間委託により業務実施 |

就業構造基本調査の民間開放に係る調査票の記入状況の検証方法

参考3 - 2

越前市（民間開放）



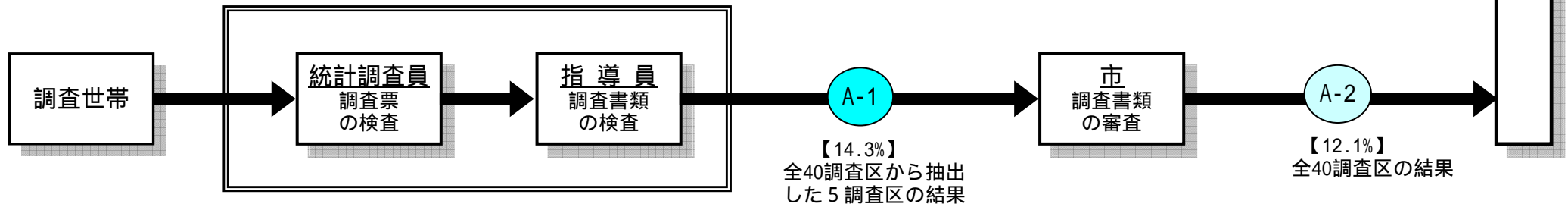
調査票等の記入状況の検証の着眼点
 通常データを取ることが難しい市町村段階の作業における記入状況を検証するため、
 越前市、鯖江市の協力を得て、以下の各時点における調査票の記入不備を統計局において検証

A - 1 : 市提出段階（事業者の審査終了時（越前市） / 指導員の検査終了時（鯖江市））
 A - 2 : 県提出段階（越前市の納品検査終了時 / 鯖江市の審査終了時）

（注）図中の【 】の数値は、記入不備のある調査票枚数の、調査票取集枚数（白紙提出されたもの等を除く）に占める割合（記入不備率）を示す。なお、「記入不備」とは、「記入もれ（調査対象が記入を拒否ないし不明であるとしたものを含む）」及び「記入誤り（重複記入や過剰記入などを含め、調査員がチェックすべきとされている明確な誤り）」を指す。

$$\text{記入不備率} = \text{記入不備調査票枚数} / \text{調査票取集枚数}$$

鯖江市（実査の官実施）



調査票の記入状況比較表

越 前 市

調査票記入状況																											
区 分	調査票 総枚数 a	総記 入不 備 枚数 b	記 入不 備 率 b/a	調査員記入欄 (調査区符号等)			15歳以上の各人 についての記入欄 (氏名・性別等)			A欄 ふだん仕事を している人			B欄 ふだん仕事を していない人			C欄 前の仕事 について			D欄 訓練・自己啓発 について			E欄 9月末1週間に仕事 をしたかどうかの別			F欄 世帯について (年間収入等)		
				枚 数 c	調 記 入 票 不 備 枚 数 d	記 入 不 備 率 d/c	枚 数 e	調 記 入 票 不 備 枚 数 f	記 入 不 備 率 f/e	枚 数 g	調 記 入 票 不 備 枚 数 h	記 入 不 備 率 h/g	枚 数 i	調 記 入 票 不 備 枚 数 j	記 入 不 備 率 j/i	枚 数 k	調 記 入 票 不 備 枚 数 l	記 入 不 備 率 l/k	枚 数 m	調 記 入 票 不 備 枚 数 n	記 入 不 備 率 n/m	枚 数 o	調 記 入 票 不 備 枚 数 p	記 入 不 備 率 p/o	枚 数 q	調 記 入 票 不 備 枚 数 r	記 入 不 備 率 r/q
①市提出 時点	2,077	360	17.3%	2,077	7	0.3%	2,077	45	2.2%	1,311	162	12.4%	766	52	6.8%	1,223	121	9.9%	2,077	6	0.3%	2,077	4	0.2%	748	32	4.3%
②県提出 時点	2,073	333	16.1%	2,073	0	0.0%	2,073	30	1.4%	1,310	151	11.5%	763	49	6.4%	1,225	117	9.6%	2,073	2	0.1%	2,073	2	0.1%	733	29	4.0%

(注) 記入不備とは、「記入もれ(拒否・不明含む)」、「記入誤り(重複・過剰含む)」である。

鯖 江 市

調査票記入状況																											
区 分	調査票 総枚数 a	総記 入不 備 枚数 b	記 入不 備 率 b/a	調査員記入欄 (調査区符号等)			15歳以上の各人 についての記入欄 (氏名・性別等)			A欄 ふだん仕事を している人			B欄 ふだん仕事を していない人			C欄 前の仕事 について			D欄 訓練・自己啓発 について			E欄 9月末1週間に仕事 をしたかどうかの別			F欄 世帯について (年間収入等)		
				枚 数 c	調 記 入 票 不 備 枚 数 d	記 入 不 備 率 d/c	枚 数 e	調 記 入 票 不 備 枚 数 f	記 入 不 備 率 f/e	枚 数 g	調 記 入 票 不 備 枚 数 h	記 入 不 備 率 h/g	枚 数 i	調 記 入 票 不 備 枚 数 j	記 入 不 備 率 j/i	枚 数 k	調 記 入 票 不 備 枚 数 l	記 入 不 備 率 l/k	枚 数 m	調 記 入 票 不 備 枚 数 n	記 入 不 備 率 n/m	枚 数 o	調 記 入 票 不 備 枚 数 p	記 入 不 備 率 p/o	枚 数 q	調 記 入 票 不 備 枚 数 r	記 入 不 備 率 r/q
①市提出 時点	217	31	14.3%	217	7	3.2%	217	8	3.7%	138	11	8.0%	79	6	7.6%	119	8	6.7%	217	0	0.0%	217	0	0.0%	75	3	4.0%
②県提出 時点	1,507	182	12.1%	1,507	8	0.5%	1,507	31	2.1%	957	57	6.0%	550	34	6.2%	853	61	7.2%	1,507	2	0.1%	1,507	2	0.1%	563	17	3.0%

(注1) 「市提出時点」は、全40調査区から抽出した5調査区についての結果である。

(注2) 記入不備とは、「記入もれ(拒否・不明含む)」、「記入誤り(重複・過剰含む)」である。

平成 20 年住宅・土地統計調査（住調）及び個人企業経済調査（個人企業）に係る実施状況

1 平成 20 年住宅・土地統計調査（住調）及び個人企業経済調査（個人企業）に係る取組経緯

住調について市区町村単位、個人企業については都道府県単位で実査に関わる業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正

上記取組に当たっては、

- ・地域ブロック別会議等の場において地方公共団体に検討状況を説明し、意見交換を実施

（ブロック別幹事を務める都道府県との会議：19 年 2 月、7 月、10 月

全都道府県を集めての会議：19 年 4 月

地域ブロック別会議（全国を 6 ブロックに分け、各ブロックの全都道府県が参加）：19 年 11 月

- ・住調、個人企業に関する試験調査受託事業者等から民間開放に係る意見を聴取し、地方公共団体へ情報を提供
- ・地方公共団体からの指摘に対応するため、以下に掲げる措置等を実施

地方公共団体からの指摘	対応
環境整備を早期に行うべき	政省令の改正及び仕様書モデル例の提示を前年度より約 2 ヶ月前倒しして実施
実施に必要な情報を前広に提示すべき	仕様書モデル例のほか、委託費の取扱いの手引き等、実務上必要な情報を適宜地方公共団体に提示

2 現在の状況

19年11月時点では両調査とも複数の地方公共団体が検討の意向を示したが、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない

【19年11月時点で検討の意向を示した地方公共団体数】

住 調：3都道府県に属する7市区町村

個人企業：6都道府県（ ）21年度以降の実施を検討するとしたものは除く



【上記地方公共団体が実施に至らなかった理由・背景】 当該地方公共団体からの連絡内容を踏まえ整理

住調

- ・ 経験・能力を有し、調査規模に見合う調査員数の確保が可能な民間事業者が存在しない
- ・ 事業者から徴集した見積額が委託費交付額を超過しており、受託可能性が見込めない

個人企業

- ・ 小規模調査であるので委託費交付額の範囲内では事業者の実施経費を賄えないおそれがあり、受託可能性が見込めない
- ・ 実務上、債務負担行為の設定等、年度をまたぐ契約の実施に必要な手立てを講じることが課題

* 四半期ごとに経常的に実施している個人企業経済調査においては、円滑な調査実施のためには、官による調査から民間事業者による調査への切替えを調査区交替の時期に合わせて行い、同一の調査対象事業所（調査は1年間継続）に対して異なる主体が調査を実施することのないようにする必要。この場合、契約期間が複数年度にまたがる（参考4 - 2参照）ことから、債務負担行為等による複数年契約の締結が必要。

個人企業経済調査、平成20年住宅・土地統計調査の民間開放に関する環境整備

環境整備に係る措置の概要

- ・ 20年住宅・土地統計調査(以下「住調」という。)個人企業経済調査(以下「個人企業」という。)について、それぞれ、前者は市区町村単位、後者は都道府県単位で調査実施に係る業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正。
- ・ 民間開放の基準・条件等(業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等)として、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示。
- ・ その他、委託費の取扱いの手引き等、実務上必要な情報も適宜地方公共団体に提示。

検討経緯

- | | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 19年 7月 | ・ 住調に係る試験調査実施 |
| 7月～ | ・ 上記試験調査結果及び地方公共団体等の意見を踏まえ、住調について、調査事項、調査方法等の基本的事項を検討 |
| 8月 | ・ 住調、個人企業の民間開放の検討状況につき都道府県に照会 |
| 9月 | ・ 住調の調査実施計画案を策定 |
| | ・ 住調、個人企業に関し、試験調査受託事業者等から民間開放に係る意見を聴取 |
| 10月～ | ・ 法制局審査等、統計法施行令改正に向けて検討 |
| | ・ 統計委員会において住調の調査実施計画を審議(～12月) |
| | ・ 住調、個人企業の民間開放の枠組みを地方公共団体に提示し、実施に係る意向を照会 |
| 11月 | ・ 仕様書モデル例(案)等を地方公共団体に提示 |
| | ・ 地域ブロック別の会議にて各都道府県に検討状況を説明、意見交換 |
| 11月～ | ・ 住調、個人企業の民間開放について検討の意向を表明した地方公共団体等との間で個別に意見交換(疑問点に係る照会への回答や個別に訪問しての趣旨説明・意見交換等) |
| | 当初、検討の意向を表明した地方公共団体数 |
| | ・ 住調：3都道府県の7市町において検討 |
| | ・ 個人企業：6都道府県において検討() |
| | () 21年度以降検討すると回答した都道府県は除いている |
| 12月 | ・ 統計法施行令改正 |
| 20年 1月 | ・ 住調、個人企業に係る調査規則(総務省令)改正 |

個人企業経済調査の調査実施主体の切替えについて

個人企業経済調査（動向調査票による調査（ ））においては、調査時期、期間等を以下のとおり設定し、標本理論上適切な調査対象事業所の選定に努めているところ。

- ・ 四半期ごとに調査を実施
- ・ 調査期間（同一事業所に調査を継続する期間）は 1 年
- ・ 調査区を A ～ D の 4 つに区分し、調査開始時期（第 1 期）をそれぞれ四半期ずつずらして実施（図 1 参照）
- ・ 調査期間の終了時期に合わせて、調査区（調査対象事業所）を交替

（ ）動向調査票による調査のほか、毎年 3 月、1 ～ 3 月期における動向調査票による調査を実施する事業所に対し、前年の 12 月末日現在で構造調査票による調査を実施

このような調査について民間開放を行う場合、同一調査対象に対する調査期間継続中の調査実施主体の交替を避けることが、調査対象事業所からの信頼を確保し円滑に調査を実施する上で効果的と考えられる。

このため、民間開放を実施する都道府県においては、図 2 に示すとおり、以下に留意して、調査区交替の時期に応じ、段階的に民間事業者の切替えを行う必要がある。

- ・ 新事業者への切替えは一斉に行うのではなく、調査区交替の時期に合わせて、新たに調査を開始する事業所から順次行うこととし、委託の開始時期は A から D の各区分の 1 期目とすること
- ・ 各区分における委託期間は年単位とし、調査継続期間中に契約期間が終了し、実施主体が変更になることのないよう留意すること
- ・ 同一調査対象に対する調査継続期間が複数年度に及ぶことから、当該期間中に調査実施主体が交替することのないよう、入札の実施及び契約期間設定に当たって留意すること

個人企業経済調査 調査開始区分別年間スケジュール

区部 A：4月調査開始、B：7月調査開始、C：10月調査開始、D：1月調査開始

区分	18年度			19年度												20年度												21年度												22年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月											
A	確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査			1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																																		
													確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																							
																確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理		4期目調査 票取集		後処理																
B				確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																																
													確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																							
																確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																				
C										確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																										
																確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																				
																			確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																	
D										確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																										
																			確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理																	
																						確保等調査員 説明会等 調査員 準備調査		1期目			2期目			3期目			4期目			4期目調査 票取集		後処理														

	【 B 区分の単位区】	【 C 区分の単位区】	【 D 区分の単位区】	【 A 区分の単位区】
20.04	B ⁰ 区分の 4 期目	C ⁰ 区分の 3 期目	D ⁰ 区分の 2 期目	A ⁰ 区分の 1 期目
	(切替え)			
20.07	B 区分の 1 期目	C ⁰ 区分の 4 期目	D ⁰ 区分の 3 期目	A ⁰ 区分の 2 期目
		(切替え)		
20.10	B 区分の 2 期目	C 区分の 1 期目	D ⁰ 区分の 4 期目	A ⁰ 区分の 3 期目
			(切替え)	
21.01	B 区分の 3 期目	C 区分の 2 期目	D 区分の 1 期目	A ⁰ 区分の 4 期目
				(切替え)
21.04	B 区分の 4 期目	C 区分の 3 期目	D 区分の 2 期目	A 区分の 1 期目
	(切替え)			
21.07	B ² 区分の 1 期目	C 区分の 4 期目	D 区分の 3 期目	A 区分の 2 期目
		(切替え)		
21.10	B ² 区分の 2 期目	C ² 区分の 1 期目	D 区分の 4 期目	A 区分の 3 期目
			(切替え)	
22.01	B ² 区分の 3 期目	C ² 区分の 2 期目	D ² 区分の 1 期目	A 区分の 4 期目
				(切替え)
22.04	B ² 区分の 4 期目	C ² 区分の 3 期目	D ² 区分の 2 期目	A ² 区分の 1 期目
	(切替え)			
22.07		C ² 区分の 4 期目	D ² 区分の 3 期目	A ² 区分の 2 期目
		(切替え)		
22.10			D ² 区分の 4 期目	A ² 区分の 3 期目
			(切替え)	
23.01				A ² 区分の 4 期目
				(切替え)
23.04				

地方経由調査の民間開放の実施状況の分析、評価

1 地方公共団体の業務内容についての留意点

(1) 地方公共団体における業務効率化に向けたニーズ

所管指定統計調査を実施するために必要な地方公共団体の経費については、国の支出金として調査別に措置する地方公共団体委託費の範囲内で賄われていることから、地方公共団体が民間事業者を活用する際には、経費面よりはむしろ業務負荷の軽減に資することが期待されていると考えられる。

国民のプライバシー意識や企業の情報セキュリティ意識の高まり、ライフスタイルの多様化等を背景に、調査環境は近年一段と厳しさを増しており、調査員等確保の困難化、照会・苦情の増加、封入提出増加に伴う審査業務の負担増大といった課題に対応するため、地方公共団体において業務負荷軽減に資する効率化方策へのニーズは強い。

このため、民間開放によって、業務負荷の軽減が図られるのであれば、地方公共団体にとってメリットがあるものと考えられる。

(2) 業務内容の詳細

地方経由調査においては、基本的に、以下のような流れで調査を実施。

統計局	都道府県	(市区町村)	統計調査員	調査対象
-----	------	--------	-------	------

() 就調、全物、住調はいずれも、都道府県・市区町村を通じて調査を実施
個人企業は、都道府県を通じて調査を実施

就調における市区町村の一般的業務内容：参考5 - 1 参照

(全物・住調においても、業務の流れは概ね共通)

2 民間事業者の状況

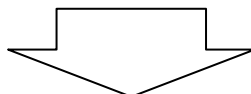
平成 18 年度から 19 年度にかけて、民間事業者から意見聴取を実施

【業界団体ヒアリング結果（18 年 6 月、第 4 回統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会）】

- ・ 全国規模で調査を受注し得る民間事業者数は 10 社程度。それらの事業者において全国規模で稼働可能な調査員数は 1 社当たり 500 ~ 1000 名程度、確実に実施可能な調査対象数は、調査の難易度にもよるが、1 ~ 2 万程度
- ・ 民間事業者の所在は大都市中心。地域で拠点をもつ場合、県庁所在市が中心
- ・ 民間事業者が実施している調査において、7 割を超えるような回収率は一般的ではない

【平成 20 年住宅・土地統計調査試験調査に係る民間事業者からのヒアリング結果】

- ・ 同試験調査のうち民間委託により実施した部分（川崎市川崎区）の受託事業者から受託可能な場合の条件として聴取したところ、受託可能な規模は首都圏で 5,000 ~ 10,000 世帯、近畿圏で 1,500 ~ 2,500 世帯。動員可能な調査員数は首都圏で 100 ~ 200 人、近畿圏で 30 ~ 50 人程度。



民間事業者が実施している調査は、規模・内容どちらの面から見ても、統計局所管指定統計調査に類するものは極めて少数であると考えられる（参考 5 - 2 : 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告）。

- () 経済産業省が民間調査会社に委託して実施した研究においても、ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する能力がある（履行能力があるとみられる）民間事業者は 10 社程度とされている（参考 5 - 3 : 「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」報告書 P.59）

3 実施状況の分析・評価

(1) 就調の実施状況の分析、評価

越前市の取組結果の整理

地方経由調査において、調査実施に係る業務を民間事業者に包括的に委託して実施した初の取組であったが、回収率・記入状況の水準は鯖江市との比較において、大きな差は見受けられない
入札事務の負担増はあるものの審査事務の負担軽減が主に寄与して、職員の業務負荷は全体として軽減（概ね3分の2程度に）

【背景・留意点】

- ）5年に1度の調査について、1市（福井県越前市）に限って実施
- ）総合評価方式の入札を経て、実績、業務経験のある民間事業者が落札
- ）受託事業者において、契約金額を大きく上回る費用を投入して実施体制を構築し、業務を履行
- ）市統計情報協会の協力を得て経験豊富な登録調査員を活用
- ）市による作業スペースの貸与、調査困難世帯への同行、世帯への広報の充実等、市からの支援を受けている

を踏まえた分析・評価

(1)の結果は、こうした取組は、一定の条件が整えば、質を確保しつつ、実施自治体における業務負荷の軽減に寄与し得ることを示唆している。

他方、越前市における受託事業者の所要経費や2で述べた民間事業者の状況等から見て、同種の調査において、今後とも、調査の質を確保しつつ民間事業者による受託可能性を確実に見込むことができる状況にあるとは言い難い。

()越前市の実施報告においても、今般の民間開放の結果について、経験のある事業者の拠点は都市部に限られ、事業者にとって移動・滞在等の費用負担が重くなっていること、調査員確保の問題があること(市登録調査員はボランティア的な精神で行っている者が多く、今回参加した10名のうち今後も民間事業者からの募集に応じるとしている者は2~3名)等から、「今後業務全体を民間委託することは無理があり、継続は困難」と結論付けている。

()前述のように、都市部で実施した住調の試験調査の受託事業者も、受託可能な条件についての制約を示していることに留意。

(2) 住調、個人企業に係る実施状況の分析・評価

両調査の実施状況の整理

地方公共団体からの意見に対応して、環境整備の早期化、実務上必要な情報の提供等を行ったところ、住調で7市区町村、個人企業で6都道府県が当初検討の意向を表明したが、受託可能性が確実には見込みにくいこと(両調査共通)、年度をまたぐ契約実施に必要な手立てを講じることが実務上困難であること(個人企業)等の理由から、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない

を踏まえた分析、評価

発注者となる地方公共団体の側から見ると、

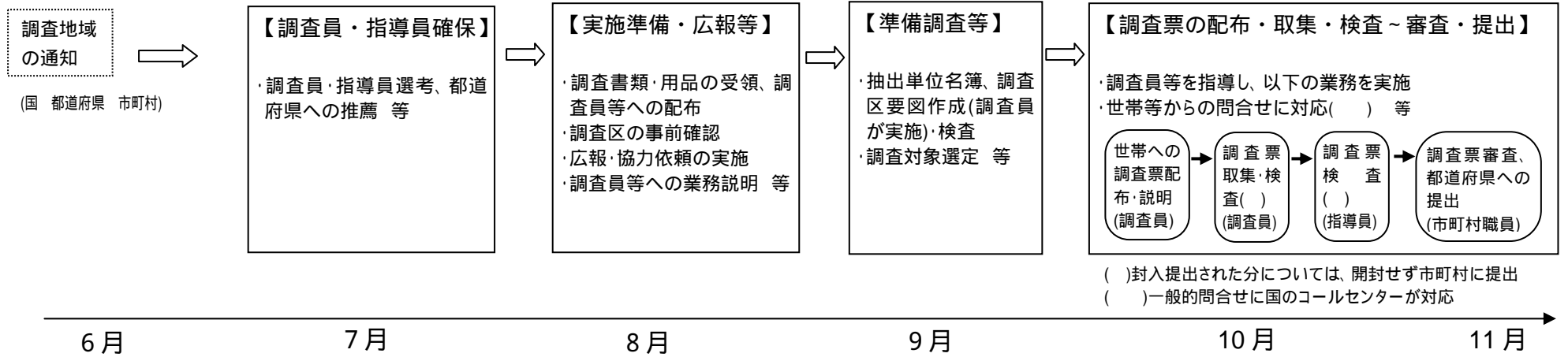
- ・指定統計調査は一定期限内に必ず遂行すべき性質の業務であり、万一、入札において不落等の事態が生じれば、地方公共団体による実施に速やかに切替え、調査実施日まで残された期間内で準備を整えることが必要となる。
- ・また、指定統計調査における調査実施に係る業務は民間事業者にとっては経験の乏しい業務であるため、越前市の事例が示唆するように、発注した地方公共団体においても入札・契約、受託事業者の指導監督等に多くの労力を要する。



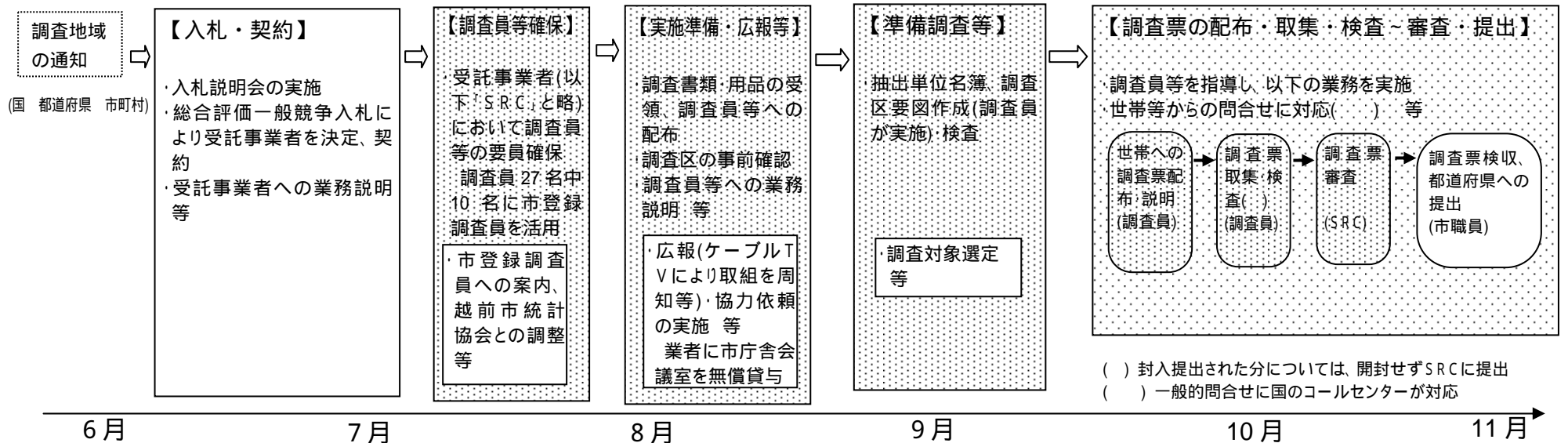
このように、民間事業者の確保に不確実さが伴う一方、万一、入札において不落等が生じた場合の対応が容易ではなく、業務効率化の効果も実施に要する労力によって一部相殺されることなどが、実施地方公共団体が1団体に止まっている原因と考えられる。

平成 19 年就業構造基本調査における業務の流れ (長期間に及び業務は、業務量が多い時期に記載)

市区町村における一般的な業務内容



参考：民間開放を実施した越前市の場合 (網掛け = 民間事業者、白地 = 越前市)



参考5 - 2 : 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告(抜粋)

2 検討の方向性について

(2) 民間事業者の状況

1(1)及び2(1)で述べたように、「国勢の基本に関する統計調査」として位置付けられている統計局所管指定統計調査は、一部の例外を除き、極めて大規模であり、その内容も国の政策に直結する重要なものである。民間事業者がこのような調査を受託し得るかどうか、受託した場合にどの程度の正確性・信頼性等への影響が見込まれるかは、民間開放に当たっての重要な論点である。

そのため、まず、こうした統計調査の受託に関心を有していると考えられる民間事業者(個人企業経済調査をモデルとする試験調査の入札説明会に参加した民間事業者で落札した事業者を除く5事業者)に対してヒアリングを実施した(なお、落札業者への詳細なヒアリング結果等は3(3)で後述)ところ、現在の各社における調査実施状況に関して、以下のような回答が得られた。

- ・ 現在の実施体制を前提として実施可能な調査サンプル数を聞いたところ、調査員調査では、他の業務を中断して当該業務に専念する特別な体制をとった事例で50,000世帯、そのような条件がない場合では15,000世帯との回答が最大。郵送調査では、200,000世帯との回答が最大

- ・ 現在の実施体制を前提として確保可能な調査員数を確認したところ、1,000人との回答が最大

また、民間の調査会社等が加盟する主な関連団体としては、日本マーケティング・リサーチ協会及び日本世論調査協会が挙げられることから、これらの協会に対してヒアリングを実施したところ、調査会社等の業界の実情として、以下のような回答が得られた。

- ・ 全国規模で調査を受注し得る民間事業者数は10社程度であること
- ・ それらの民間事業者において、全国規模で稼働可能な調査員数は1社あたり500~1000名程度、確実に実施可能な調査対象数は、調査の難易度にもよるが、1万~2万程度と見込まれること
- ・ 民間事業者の所在は大都市中心であること、それらの事業者が地域における拠点(事務所)を有する場合、県庁所在地が中心であること

以上のことから判断する限り、民間事業者が実施している調査は、規模・内容のどちらの面から見ても、統計局所管指定統計調査に類するものは、極めて少数であると考えられる。

他方、試験調査への応札状況や民間事業者のヒアリング結果から判断する限り、確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、全数調査などの特別なケースでない限り、業務を受託する意欲のある民間事業者は存在している。

このことは、規模や地域を限定すれば、現時点においても、実査に関する業務を民間事業者が適切に履行し得る素地があることを示している。

V 市場の形成と環境整備

1. 市場の形成と環境整備に向けた基本的な考え方

従来から、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等の方針に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用が行われてきたところである。

今後についても、民間事業者の活用が可能な業務については、積極的かつ戦略的な民間事業者の活用を進めていく必要があり、受け皿となる民間事業者による市場の形成と、環境の整備が行われることが重要である。

2. 民間事業者の現状と今後の見通し

(1) 民間事業者の現状

① 統計調査業務に関する民間事業者

いわゆる「調査」には、民間事業者等が財やサービスの販売を目的に消費者の行動やニーズなどの把握を行う「市場調査」、学術機関等が社会や政治などに関する実態の把握を行う「社会調査」、官公庁やマス・メディア等が世論の把握を行う「世論調査」などが含まれる³⁷。

これらの「調査」業務に直接的に関係する民間事業者は、市場調査会社(全般)、世論調査会社(全般)、信用調査会社(全般:主に事業所・企業対象調査)、シンクタンク(企画や分析など)などがある。

また、これらの調査の業務の一部に関係する民間事業者は、データ入力会社(データ入力)、印刷会社(印刷)、コールセンター(疑義照会対応)、人材派遣会社(データ入力、審査など)、情報システム会社(システムの開発や運用)、物流会社(調査票配布)、データ保管会社(調査票情報の保管)などがある。

統計調査業務に関しては、これらの民間事業者が関係する可能性があると考えられる。

② 調査業界の現状

調査業界の現状については以下とおりととなっている。

(業界の規模について)

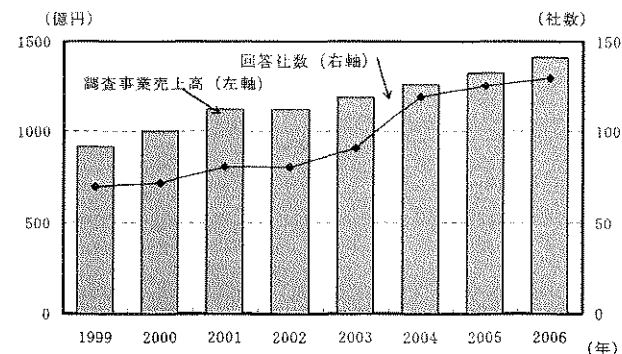
- ・業界全体の調査業務の売上高は約1,400億円
- ・業界団体への加入社数は約140社
- ・全体的に小さい規模の民間事業者が多く、調査業務の売上高が21億円以上あるのは16社
- ・視聴率調査など消費者行動を継続的にモニターするパネル調査専門の調査会社、広告等の事業効果測定に特化した調査会社、オンライン調査専門の調査会社などが存

³⁷ 調査の分類方法については必ずしも統一的な考え方があるわけではない。

在

・ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する可能性がある(履行能力があるとみられる)民間事業者は10社程度

【図表：調査業界の売上高の推移】



(備考) 1. 「第3回経営業務統計実態調査」(社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

2. 調査事業に関する売上。

【図表 調査業界の調査業務売上高規模別の売上高等：2006年】

調査売上規模	回答社数 (社数)	調査売上高 (億円)		調査従事者 (人)	
		1社あたり平均	1社あたり平均	1社あたり平均	1社あたり平均
1億円以下	50	60.6	1.2	252	5.0
2億円台	16	40.7	2.5	400	25.0
3億円台	9	30.1	3.3	90	10.0
4-5億円台	8	36.7	4.6	104	13.0
6-10億円台	19	140.9	7.4	416	21.9
11-20億円台	11	175.2	15.9	403	36.6
21億円以上	16	925.3	57.8	1,920	120.0

(備考) 「第3回経営業務統計実態調査」(社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

³⁸ (社)日本マーケティング・リサーチ協会が、正会員社の業務内容及び経営実態を把握し、会社員の経営の指針にするともに、協会運営の基礎資料とする目的により作成され、2007年7月時点の正会員社139社を対象として実施。郵送法により会社代表者の自記入回答で回収率は93.5%(130社)。調査時期は2007年7月1日～10月31日。

地方公共団体の意見

統計局から平成 20 年住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査の民間開放の実施に係る意向照会を実施（19 年 10 月）した際等に把握した、地方公共団体からの意見の概要は以下の通り

1 調査の質の確保

- ・ 事業者の経験・能力によって調査の質にばらつきが出るおそれ。
- ・ 質の確保と業務効率化が両立するか疑問。
- ・ 質の確保に係る判断基準をより詳細に示すべき。

2 調査員の質の確保・処遇

- ・ 委託費の範囲内での契約であると、メリットを得るため調査員報酬の削減を惹起しかねず、調査員の資質の低下を通じて精度が損なわれることを懸念。
- ・ 調査員の処遇が不透明であり、今後の調査員確保に支障を来すおそれ。また、登録調査員の維持が困難になるおそれ。

3 業務効率化等のメリット

- ・ 調査員確保に係る負担は軽減されるかもしれないが、審査事務、照会対応や事業者の監督等の業務での負担増が懸念。
- ・ 現行の調査方法に替えて民間事業者に調査を行わせることの利点を見出し難い。
- ・ 委託費の範囲内における経費面での削減効果に疑問。具体的な判断材料やメリット・デメリットを示すべき。
- ・ 個人企業経済調査は小規模調査なので、業務効率化の余地も小さい。

4 事業者の確保

- ・ 受託可能な事業者が存在するか疑問（事業者の評価基準をより詳細に示すべき）。
- ・ 業務遂行能力、コスト面で受託可能性のある事業者に係る情報を国の方で示すべき。
- ・ 信頼・実績のある事業者へ委託しないと安定的に質を確保することは困難であり、業務効率化にも寄与しない。

5 契約手続等における制約

- ・ 入札不落・債務不履行時の履行確保方策が不明。急遽の官実施調査への切替えは困難である。
- ・ 委託費の範囲内で受託できるかが懸念されるので、不落にならないよう十分な額を交付すべき。
- ・ 十分な時間的余裕をもって条例改正が行えるよう、政省令改正の時期等を早めてほしい。
- ・ 個人企業経済調査については、調査区切替への取扱いや複数年契約を行う場合の債務負担行為に係る手続に課題がある。

6 その他

- ・ 住調での川崎市の試験調査の結果は受託事業者におけるトップクラスの調査員を投入したことによるものであり、本調査で同等の結果が確保できるかは疑問。また、川崎市1市の結果のみをもって民間開放を是とするのは検証不足ではないか。
- ・ 地方公共団体に負担がかからない方法で環境整備を行うべき。
- ・ 法定受託事務を引き揚げて国が直接民間開放を実施すべき。
- ・ 受託可能性にかんがみ、住調については都道府県が主体となって委託を行うべき。
- ・ 民間開放に係る情報提供等、地方公共団体の懸念を払拭する措置を求める。

統計利用者からの意見聴取の結果

(「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」第2回資料)

1 意見聴取先

(1) 関係府省等(経常3調査の利用として特に重要なものを所管する関係機関)

- ・ GDP 関連統計における利用(内閣府)
- ・ 景気判断、経済情勢分析、雇用情勢分析(内閣府、厚生労働省)
- ・ 金融政策決定(日本銀行)

(2) 経常3調査の利活用に知見を有する有識者等

- ・ 金融機関調査部門のエコノミスト(外資系、証券系、銀行系)
- ・ 研究者(統計学、労働経済学、物価指数・計量経済、家計関連統計)

2 意見聴取事項

(1) 利活用の用途

経常3調査の結果及び指標を、具体的にどのように利用又は活用しているか

(2) 各調査に求められる「質」

利活用の用途から見た場合、経常3調査に求められる質(結果精度等)を達成する上で特に重要と考えられるものは何か、また、それらが達成されなかった場合に具体的にどのような影響が考えられるのか

(3) その他

民間開放の在り方を含め、統計局所管統計調査に対する意見・要望等

3 意見聴取の結果

(1) 主な利活用の用途

- ・ 月例経済報告において、経常3調査を経済財政分析、景気判断のための資料の作成に利用。雇用情勢の分析等には労働力調査を利用【内閣府、日銀】
- ・ 金融政策決定において、CPIは、最も重要な判断材料の一つであり、為替動向、債券価格・金利水準等に及ぼす影響も大【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ SNAにおいて、家計調査は支出系列等に利用。CPIは各種デフレータ推計等に利用。労働力調査は産業・従業上の地位別就業者数のデータ等に利用【内閣府】
- ・ 家計調査は、QEの基礎データとなることから、経済成長率の予測にも利用。労働力調査は、産業別雇用者数等の景気動向の予測や、経済分析に利用【内閣府、エコノミスト】
- ・ 家計調査及び小売物価統計調査の品目別データやマイクロデータは計量経済分析に利用【エコノミスト、研究者】
- ・ 労働力調査は雇用失業状況の判断に不可欠。有効求人倍率と完全失業率の双方の動きを見ずして雇用政策は打てない。雇用の質等を見る上では、労働力調査の正規・非正規別の結果や就業時間も重要【厚労省】

(2) 各調査に求められる「質」

(各調査に求められる精度)

- ・ CPIがゼロ近傍で推移している現状にあってはその数値0.1ポイントの動きが金融政策に決定的な影響を及ぼし得る等というように、経常3調査の結果数値が各種利活用に及ぼす影響は極めて大きく、その結果精度については1品目レベルの動きに至るまで説明できるようにするなど高い水準が要求される【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ 完全失業率については、統計局が公式に公表している小数点第1位の数字はもちろん、小数点第2位の数字まで精度を確保してほしい【内閣府、厚労省、エコノミスト】

(各調査の精度の低下が及ぼす影響)

- ・ 特に、期待インフレ率に直接影響を与えるCPIは、金融政策決定ばかりか、金利水準、債券価格、為替動向等にも大きな影響を及ぼす。物価連動債は無論のこと、数百兆に及ぶ国債の利回りなど他の債券価格もCPIの数値に伴って変動する可能性があるなど、CPIが市場に及ぼす影響は極めて大きい【エコノミスト】
- ・ 家計調査の精度が確保されていないとGDPや消費総合指数などの各種景気判断指標の精度に大きな影響。他に利用できる統計は十

分になく、家計調査をはじめとする経常3調査の精度は重要【内閣府】

- ・ 雇用情勢の分析において、労働力調査はもっとも基本的なデータとしてトレンドを見る上での足がかりとなっている。同調査の時系列に問題が生じると、構造変化の分析の足場が失われる【厚労省】

(精度確保に問題を及ぼす要因を排除する必要性)

- ・ 一部の地域でデータが得られない、また、その精度が著しく劣る、バイアスが一定方向でないというように地域間で精度の統一性が失われた場合、地域間比較が出来なくなるばかりか、結果数値が有意なものではなくなる【厚労省、日銀】
- ・ 時系列での安定性の観点からも、ある一定の期間のデータが得られず、毎月の調査結果において欠落が生じた場合、時系列での比較ができなくなるばかりか、月次の回帰分析モデルによる予測に狂いが生じてしまう【日銀、エコノミスト、研究者】
同様の観点から、調査実施主体を切り替える際にデータに断層が生じることが懸念される【日銀、エコノミスト】
- ・ 労働力調査において、今は工夫して都道府県別の推計を出しているが、それを維持するためには、精度に地域差が出るようなことがあってはいけない【研究者】
- ・ 調査拒否が増加し調査対象の属性の違いによる非標本誤差が大きくなるといったことが生じないようにする必要【研究者】

(公表期日遵守の必要性)

- ・ 経常3調査のような重要な統計調査で公表期日を遵守できなかった場合、市場や外国資本の投資心理への悪影響が懸念される。日本市場の信頼性に疑問が持たれることとなれば、株価下落、円安等を招くおそれがある。また、その利活用の用途においての即時性が失われることから、期限の遵守は重要【内閣府、日銀、エコノミスト】

(民間事業者へのノウハウ等継承の難しさ)

- ・ 小売物価統計調査の調査店舗の選定基準は完全にマニュアル化されているわけではなく、個々の調査員の職能に依拠する部分も大きい。このようなスキルやノウハウが民間に直ちに伝承されるかは疑問であるし、習熟する間の精度が低下することになって困る【研究者】

(3) その他

(精度向上等への期待)

- ・ 金融政策の判断等に活かしていく上で、経常3調査には、さらなる精度の向上を期待している。サンプルの増加等といった精度向上方策に資するのであれば民間開放も否定するものではない【日銀】

- ・ 各調査の一層の精度向上を期待。特に、家計調査については、数字の振れ方が大きく景気指標としては直接使いにくい状況にあり、改善を要望【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ 理想的には、家計調査、家計消費状況調査の単身者世帯のデータもSNAに利用できるような精度を期待【内閣府】
- ・ 配偶関係や従業上の地位とのクロス集計など、詳細な結果表の公表が増えることを希望【厚労省】
- ・ ユーザー側で数値の調整をするのは難しいので、明らかに特殊要因による数字の振れがあったという場合に、ユーザー側に留意するよう呼びかけるだけでなく、なるべく特殊要因は排除するような工夫をすべき【内閣府】

(経常3調査の民間開放への懸念等)

- ・ 国民の公共財である統計、特に経常3調査は国の責任で実施すべき【エコノミスト】
- ・ 多少のコストが節約できたとしても質が下がることがあれば、到底カバーできない。民間開放・市場化テストはそもそもの趣旨は間違っていないのだろうが、もし余計な振れを増やすようなことがあれば利用者にとって深刻【エコノミスト】
- ・ 月次調査の民間開放については、ある月の調査に失敗した場合、その影響が翌月の結果数値に生じてしまうというように、リカバリ一措置を講じることが困難であることが懸念される【研究者】
- ・ 民間開放によってもし回答者の属性が変化するようなことがあれば影響が大きい。その場合、回答者の分布を適正にする方法が必要【内閣府】
- ・ 民間開放によるリスクを回避するためにはセーフティネットの構築が必要だが、かえって費用増となることが懸念される【研究者】
- ・ 世帯のプライバシーに関わる調査については、民間開放には向かないのではないか。労働力調査に関する意識調査の結果からは、民間開放された場合に調査拒否者が増え、サンプルの歪みを引き起こすことが懸念される【研究者】
- ・ 受託事業者が統計調査を通じて得た情報を、物価連動債や指定統計調査等の結果に係る数値に基づくデリバティブ等の取引に利用するといった不正をいかに防ぐか。契約上禁止したとしても、外から見て疑いが拭えない結果になる可能性もある【日銀】

(民間開放の有する意義等)

- ・ 単に民間開放を実施すれば良いということではなく、それをきっかけとして、今後の改善につながるような取組が出てくるなど、国にとって全体的にプラスとなるような動きにつなげていくことが重要【研究者】
- ・ 福井県越前市での就業構造基本調査の民間開放をはじめ、実施結果については、条件が類似した官側の状況と比較するなど客観的な指標を整理すべき。価格以外の価値については、数量化しないとなかなか第三者の理解を得られない。調査対象から見て民間企業よりも公務員への信頼感が現在は勝っていることは理解するが、それだけでは対外的な説得力に乏しい【研究者】

(承認統計調査における民間開放の事例)

- ・ 内閣府の景気ウォッチャー調査の場合、サンプル数は約2千と少ないものの、内閣府、取りまとめ調査機関(シンクタンク)、11の地域ブロック別にそれぞれ実査を受託した調査機関とが連携して、90%近い回答率を得つつ、個別回答についての集計の可否を統一的に判断するなど、官民、及び参加各社間で連携して精度を上げている【エコノミスト】

今回の意見聴取の対象事項である指定統計調査(経常3調査)とは異なる承認統計調査の事例であるが、検討にあたり参考になるものとして言及があったもの。

(業務改善への提案)

- ・ (小売物価統計調査以外の調査についても)調査員にパソコンを持たせて、調査対象者が調査事項を冊子で長々と読まなくとも理解できるようにするといった合理化はできないか【研究者】
- ・ 民間事業者の選定に伴う課題については、総合評価の導入によって相当程度に解決できるのではないか【内閣府】
- ・ 日本の統計は振れが大きいとして海外の投資家やエコノミスト達から批判されている。最近、マクロ統計の振れが激しくなっており、質が落ちていないか。

個人情報保護の意識の高まり等の調査環境の悪化がある中で、これまで続いてきた統計調査のような非常に内容の細かい調査に依存するのは限界に来ているのではないか。しっかりと目的を考えた上で調査を設計し、リソース配分も重点的に行うべき。

【エコノミスト】

- ・ 前年比をオーバーラップさせるといった手法の利用等により、サンプリング替えでの段差も最小限にすべき。【エコノミスト】
- ・ 家計調査の例でいえば勤労から全世帯に公表系列が変わったときなど、マイナーな変更は何を見てよいかわからない。
また、外から見てわからない統計作成者しか知り得ない貴重な情報が、統計作成過程で見えてくるということがあると思う。そのような細かな情報についても、できるだけウェブ上で利用者に公表してほしい。
- ・ 日本から海外に向けた情報発信は非常に少ないが、誰が見てもわかる数字による統計は、海外に伝わる情報の中で比重が大きい。制度の変更等、数字以外の情報発信も増やすべき。【エコノミスト】